

(様式5)

大狭広福第619号
平成30年2月4日

社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会
会長 辻 信夫 様

大阪狭山市長 古川 照人



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

平成30年2月4日から平成35年2月3日まで